

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県清水港管理局長 齋藤 昌昭

2 担当部局

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局港営課

電話番号 054-353-2208

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

清港営第100号

(2) 業務名

令和5年度プレジャーボート係留施設清掃業務委託

(3) 業務対象地

袖師2号係留場 静岡市清水区袖師町地内

江尻1号係留場 静岡市清水区袖師町地内

清水1号係留場 静岡市清水区新港町地内

折戸2号係留場 静岡市清水区清開三丁目地内

折戸3号係留場 静岡市清水区清開三丁目地内

折戸4号係留場 静岡市清水区清開三丁目地内

折戸8号係留場 静岡市清水区折戸地内

三保1号係留場 静岡市清水区三保地内

折戸新係留場 静岡市清水区折戸四丁目地内

(4) 業務概要等

プレジャーボート係留施設の清掃業務

(5) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

- (1) 静岡県における維持管理業務入札参加資格者名簿に登載され、清掃及び除草に関する営業種目の登録がある者であること。
- (2) 静岡市清水区内に本店又は事業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始

の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札参加資格確認申請書及び設計図書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和5年2月24日(金)から令和5年3月10日(金)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する者は返信用切手140円分を貼付した返信用封筒(定形外)を上記2まで送付すること。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等の配布方法については、上記5を参照のこと。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和5年2月24日(金)から令和5年3月10日(金)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

次の書類を各1部、持参により提出のこと。郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 静岡県における維持管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し（令和4年度末まで有効期間のある通知書の写しを提出すること。）

ウ 競争入札参加資格審査申請書様式第1号及び別紙（営業所別営業種目一覧表）

（申請者が本店でない（本店から委任を受けた事業所である）場合に提出すること。）

エ 定形封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付け。入札参加資格確認通知書の送付用。）

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 入札参加資格の確認及び通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年3月14日（火）に郵送にて通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和5年3月17日（金）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和5年3月22日（水）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

8 設計図書等に対する質問受付

(1) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、入札執行者に対して設計図書等の不明点について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和5年3月13日（月）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。提出先は、上記2に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和5年3月15日（水）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) (3)の回答書は、令和5年3月16日（木）から令和5年3月20日（月）までの午前9時から午後5時ま

で、縦覧を行う。縦覧場所は、上記2に同じとする。

9 現場説明会

現場説明会は行わない。

10 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時

令和5年3月27日（月）午後2時30分

(2) 入札執行場所

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局 5階団体会議室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

12 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

13 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

(3) 契約締結日は令和5年4月1日とする。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

(6) その他詳細不明の点については、静岡県清水港管理局港営課（電話054-353-2208）に照会すること。

(7) この公告に掲げる入札は、当該委託業務に係る令和5年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とするので、予算が成立しない場合は入札の執行を取りやめる。

(8) 詳細は入札説明書による。